

計 画 書

南城都市計画用途地域の変更（南城市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 26ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10.0m	28.3%
第一種中高層住居専用地域	約 21ha 2.8ha	20/10以下 15/10以下	6/10以下 6/10以下	—	—	—	22.8% 3.0%
小 計	約 24ha	—	—	—	—	—	26.1%
第二種中高層住居専用地域	約 2.8ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.0%
第一種住居地域	約 25ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	27.2%
第二種住居地域	約 15ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	16.3%
合 計	約 92ha	—	—	—	—	—	100.0%

注：端数処理のため、内訳は必ずしも一致しない。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

南城市都市計画マスタープランにおいて、本市の市街地拠点として位置づけられている「大里ニュータウン及び隣接する県道 77 号線背後地を中心とした地区」における都市的土地利用区域において、現在の良好な居住環境を保全するとともに、計画的・効率的な土地利用を推進するために用途地域の指定（追加）を行うものである。